○総務省令第三十八号

地方財政法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第百三十五号）第三条の規定の施行に伴い、及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）第十三条第七号の規定に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

総務大臣　松本　剛明

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（起債制限の特例となる地方債の借換え） **第十九条**　令第十三条第七号に規定する地方債の借換えで総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］	（起債制限の特例となる地方債の借換え） **第十九条**　令第十三条第六号に規定する地方債の借換えで総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○総務省令第二号
財務省令第二号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき、令和五年度及び令和六年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一

令和五年度及び令和六年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める金額を定める省令（令和二年総務省・財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
令和六年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令 地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする公庫債権金利変動準備金の金額は、二千三百億円とする。	令和五年度及び令和六年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令 地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする公庫債権金利変動準備金の金額は、令和五年度においては五百億円と、令和六年度においては三百億円とする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○総務省
財務省令第三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行に伴い、及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）第六条の八の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一